



The 5th Kanto 470 Association Fle Race in 2024

Notice to Competitors

Number: 02

Discretionary Penalty [DP] Policy

Source: Protest Committee

Published: 2024-10-25 20:30

Notice:

裁量ペナルティーガイドライン

I. 艇の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティーなし）からDSQ（失格）までです。ペナルティーは、この「I.艇の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー」に沿って決定されます。

ただし、艇が規則2（公正な帆走）にも違反したことが明らかになった場合には、除外できない失格（DNE）が与えられます。

2. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。

3. ペナルティー決定の出発点は、表1と表2に与えられています。

表1には、具体的な個々の規則違反に対するペナルティーのバンドが示されています。

表2は、表1に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表1にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表2が用いられます。

4. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。

バンド 1： 00 – 10% (中点 5%)

バンド 2： 10 – 30% (中点 20%)

バンド 3： 30 – 70% (中点 50%)

バンド 4： DSQ

5. まず、表1と表2を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。

6. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。

- (a) 違反は偶発的であったか。
- (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
- (c) 競技者は、基本原則「スポーツマンシップと規則」に従って自ら違反を報告したか。
- (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。

7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。

- (a) 違反は繰り返されたか。
- (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
- (c) 競技者は、違反を隠そうとしたか。
- (d) 誰かに迷惑をかけたか。

8. プロテスト委員会は、7と8以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。

9. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。

- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはならない。
- (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
- (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される（ただし、有効な抗議がなされたレースに限る）。
- (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

10. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決、または、規則64.6に基づいて裁量ペナルティーが決定された場合にはその掲示には、以下のような記述が含まれます。

- (a) 「裁量ペナルティーポリシーに基づき、出発点をxx%と決定した。」
- (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxxに基づき、ペナルティーを軽減した。」
または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
- (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxxに基づき、ペナルティーを加重した。」
または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (d) 「（第xレース / x日の全てのレース）において、艇xに、xx%のペナルティーを課す。」

表1 艇による規則違反と対応するバンド

NOR19.2、SI 2 カメラや電子機器

OAの要求に従わなかった：1-4

SI5 行動規範

レース委員会からの合理的な指示に従わなかった：2-4

SI19 安全規定

19.2.3

海上でRCに伝えなかった：1

捜索が発動した、または発動しても不思議ではなかった：4

19.3

レース中の艇に近づいたが、影響はなかった：1

レース中の艇に影響を与えた：2

レース中の艇を妨害した(規則24.1に違反した)：4

SI21乗員の交代と装備の交換

許可されない競技者と交代した：2-4

レース公示の制限を遵守しなかった：2-4

NOR9、SI22 装備検査/装備と計測のチェック

検査ための指示に従わなかった：1-4

表2 艇の違反に対するペナルティーを決定するための一般的な質問と対応するバンド

・危険を及ぼす可能性があったか？

及ぼさなかった。可能性もなかった：1

及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない：2-3

及ぼした：4

・艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？

証明できた：1

証明できなかった | 有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない：2-3

証明できなかった | 有利を得た：4

・スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？

無い：1

懸念されるが確かではない（プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する）：2-3

可能性がある（プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する）：4

・損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？

無かった：1

可能性はあったが、引き起こさなかった：2-3

引き起こした：4

II. 支援者の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー

1. 全般

審問の当事者である支援者が規則（規則 69.1(a)を含む）に違反したとプロテスト委員会が判定した場合、規則 64.5 に基づき、その支援者に対するペナルティーに加えて、特定の状況においては、その支援者が支援する艇

にもペナルティーが課されることがあります。この場合の支援者と艇へのペナルティーは、規則 64.5 に基づき、いずれもプロテスト委員会の裁量で決定されます。本大会のプロテスト委員会は、その裁量ペナルティーをこの「II.支援者の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー」に沿って決定します。

裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。

ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対してまずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。

支援者が違反したかもしれない規則が規則 69.1(a)（不正行為）である場合には、プロテスト委員会は規則69.2 に従って処置をします。

2. 支援者に対するペナルティーの出発点

2.1. ペナルティーは次の5つのレベルに分けられます。

レベル 1： 警告

レベル 2： その支援者を1レース以上、出艇させない

レベル 3： その支援者を1日以上、出艇させない

レベル 4： その支援者を1日以上、大会会場に入れない

レベル 5： 以下の2つのいずれかまたは両方

- ・ その支援者を残りの大会期間中、大会会場に入れない。
- ・ 規則69（不正行為）に基づく処置をする。

2.2. ペナルティー決定の出発点は、表3と表4に与えられています。

表3には、具体的な個々の規則違反に対するペナルティーのレベルが示されています。ただし、表3に示されていても、今大会に適用される規則のいずれにも違反していない場合は、ペナルティーは無しと決定されます。

表4は、表3に挙げられていない規則違反に対するレベルを決める際に用いられます。表3にレベルの範囲が示されている場合には、その範囲の中でレベルを決める際にも表4が用いられます。

3. 艇に対するペナルティーの出発点

3.1. ペナルティーは次の4つのバンドに分けられます。

バンド 1： 00 – 10% （中点 5%）

バンド 2： 10 – 30% （中点 20%）

バンド 3： 30 – 70% （中点 50%）

バンド 4： DSQ

3.2. 規則64.5(b)(2)に基づく警告を艇が受けた後に支援者がさらなる違反を犯した場合は、表4を用いて決定されたバンドの中点を、ペナルティー決定の出発点とします。

3.3. 3.2以外の場合は、表4の1つ目の質問だけを用いてバンドを決定し、決定したバンドの一つ下のバンドの中点をペナルティーの出発点とします。バンド 0（ゼロ）が出発点となった場合は、艇へのペナルティーは無し（ゼロ点）と決定されます。

4. 支援者および艇に対するペナルティーの決定

4.1. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。

(a) 違反は偶発的であったか、または、回避できなかったか？

(b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。

(c) その支援者が支援している艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。

(d) その支援者は違反を認め、調査に貢献したか？

4.2. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。

- (a) 違反は繰り返されたか。
- (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
- (c) その支援者は、違反を隠そうとしたか。
- (d) 誰かに迷惑をかけたか。

4.3. プロテスト委員会は、4.1と4.2以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。

4.4. 艇に対するペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。

- (a) 得点は、DSQの得点より悪くはない。
- (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第2位を四捨五入する。
- (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される（ただし、有効な抗議がなされたレースに限る）。
- (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則64.1に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

5. 判決の記述

裁量ペナルティーを適用する場合の判決には、以下のような記述が含まれます。

- (a) 「裁量ペナルティーポリシーに基づき、出発点をxxと決定した。」
- (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxxに基づき、ペナルティーを軽減した。」
または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
- (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxxに基づき、ペナルティーを加重した。」
または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (d) 「（第xレース / x日の全てのレース）において、艇xに、xx%のペナルティーを課す。」
または「（支援者の氏名）に、以下のペナルティーを課す：●●●●●●（ペナルティーの内容の記述）」

表3 支援者による規則違反と対応するレベル

NOR15支援者および支援艇

15.1

法律および大会支援艇規則を遵守しなかった：3-5

15.2

レース委員会またはOAの指示に従わなかった：2-5

15.3

レスキュー活動ができない人数が乗艇していた：2-4

15.4

ヨットモーターボート保険に加入していなかった：3-5

SI19.6 安全規定

レース委員会の指示に従わなかった：3-5

SI24 支援艇

24.1

レースをしているエリアの100m以上外側にいなかったが、影響はなかった：2

レース中の艇に影響を与えた：3-4

レース中の艇を妨害した：3-5

24.2

レスキュー活動ができない人数が乗艇していた：2-4

表4 支援者の違反に対するペナルティーを決定するための一般的な質問と、対応するレベル／バンド

・その支援者が支援している艇は競技上の有利を得たか？

有利を得なかった。可能性もなかった：1

有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない：2-3

有利を得た：4

・危険を及ぼす可能性があったか？

及ぼさなかった。可能性もなかった：1

及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない：2-3

及ぼした：4

・スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？

無い：1

懸念されるが確かではない（プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する）：2-3

可能性がある（プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する）：4

・損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？

無かった：1

可能性はあったが、引き起こさなかった：2-3

引き起こした：4

Chairman, Protest Committee

Kenta Hayashi

林 健太

Kenta Hayashi

Chief Judge

Printed at 2025-05-01 06:29